愛知県立大学発明委員会規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員勤務発明等規程第4条第2項の規定に基づき、愛知県立大学に設置する発明委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。 (組織等)
- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長(研究科長を兼ねる。)
 - (4) 学術研究情報センター長、地域連携センター長
 - (5) 事務部門長
 - (6) 守山キャンパス長
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長を充て、副委員長は委員の互 選により 定める。
- 4 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、発明者及び専門的知識を有する 者等の出席を求め、意見を徴することができる。

(議決方法)

- 第3条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、法人事務部門法人企画部人事課において行う。 (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、平成26年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。